

学 位 論 文 題 名

師範学校制度史研究－15年戦争下の教師教育

学位論文内容の要旨

1. 序章では、先行研究の分析視角と方法の批判的整理を行い、師範学校制度史研究の課題と方法について提示した。

師範学校は、高等専門教育の系と峻別された「国民教育体系」における頂点に位置した。「国民教育体系」は初等教育と中等教育の代替物から成り立っており、その教育内容は「兵役義務ヲ全ウスル」ことに主眼があった。その故に師範学校制度の改革は、相対的に高い普通教育を基礎とした教育課程を求め、「袋小路」を打破する方向をもって展開した。

従来の研究は、実定法の変遷の解説にとどまり、各種諮問機関議事録への依存が強く、制度の改革の過程と改革の基盤を醸成した制度の実態の分析を欠いているという点で大きな不備がある。

研究方法は、政府・文部省の施策を示す資料により、政府・文部省の政策とその具体化の過程および制度の実態を可能な限り明らかにしようとした。

2. 第1章では、1931年「師範学校規程」改正の過程と、地方財政緊縮方針下における師範学校制度の実態について解明した。

より高い普通教育を基礎におく教員養成構想が、師範学校本科第二部制度の発足（1908年）を直接的契機として、また第二部制度の拡充の過程で現実的基盤を形成するにいたり、第二部修業年限延長構想として「一九二八年師範教育令改正案」中に盛り込まれた。しかし、師範学校制度の改革は、より高い普通教育を基礎とした第二部制度の飛躍的發展としては実現せず、地方財政緊縮方針・思想事件対策と結合して、ようやく1931年「師範学校規程」（文部省令）改正によって、従来1年間であった本科第二部の修業年限を2年間に延長して具体化した。「師範学校規程」改正に伴う第二部制度の比重の増大は、師範学校規模の縮小を可能とし、学資支給額の削減とあいまって、道府県財政の削減に多大の貢献をもたらした。また、第二部修業年限の延長は教員養成観の根本的転換の結果ではなかったがゆえに、第一部と第二部との相剋に一層拍車をかけた。改正「師範学校規程」下の師範学校制度の実態は、両者を止揚して相対的に高い普通教育を基礎

にした師範学校制度の改革が最も基本的課題であることを鮮明にした。

3. 第2章では、満支方面日本人小学校教員養成第二部特別学級の設置の過程と制度の実態を解明した。

侵略戦争の展開にともない日本人の植民地への移住も増加し、植民地における日本人子弟の教育のために、朝鮮総督府・台湾総督府・「満州国」の要請に基づく植民地派遣教員の募集が頻繁に行われるようになった。総督府・軍にとって割増金で募る植民地派遣教員の低劣な「質」は大きな隘路であった。これを打開するために、政府は、1939年10師範学校に植民地向け教員の組織的養成を目的とする満支方面日本人小学校教員養成第二部特別学級（大陸科）を設置した。翌40年にはさらに10師範学校に設置した。この特別学級では、小学校教員としての素養のみならず、「満州」移民の紐帯・宣撫工作者たるべく、排外主義的・ファッショ的教育を徹底した。特別学級はその位置づけの高さにもかかわらず、十分な志願者を得ることができずに不振のまま推移し、1944年には廃止となった。

4. 第3章では、傷痍軍人小学校教員養成所の設置の過程と制度の実態を解明した。

1937年以降の侵略戦争の拡大にともなって増大した戦傷者の職業保障政策の一環として、厚生省・軍事保護院の主導のともに、1939年、師範学校に高等小学校卒業で兵または下士官の戦傷者を対象にした傷痍軍人小学校教員養成所が設置をみた。当初、傷痍軍人教員養成所は尋常小学校准教員養成講習科・尋常小学校正教員養成所が別個の制度として発足したが、いずれも入学者が定員を満たすことはなかった。軍事保護院は、十分な志願者を得ることを企図し、また十全な職業保障を考慮して、1940年には小学校本科正教員養成科を設置し、傷痍軍人教員養成所に師範学校本科第二部と同等の位置を与えた。また、同年、准教員養成所修了者に尋常小学校本科正教員養成科受験資格を認めた。この措置によって、戦傷者である高等小学校卒業者は、師範学校に入学するよりも短期間で小学校本科正教員資格を取得できることとなった。傷痍軍人小学校教員養成所は、小学校本科正教員資格を取得できるように、一貫した制度に整備される過程として展開した。敗戦後は、特設国民学校教員養成所と改称し、1947年に廃止となった。

5. 第4章では、師範学校における勤労働員の勤労奉仕から通年動員へといたる過程と実態とを解明した。

国民精神総動員運動・労務動員計画の一環として、1938年以降、師範学校においても集団勤労作業が実施された。当初、勤労働員は「援農」に過ぎなかったが、1941年には国家的な労務動員計画が組み込まれ、学生・生徒は労働力補給源として重要な位置を占めるにいたった。動員先が農業から軍事工業へと拡大するにともない、動員期間もしだいに長期化し、1944年以降については

遠隔地への通年動員体制へと移行した。授業を行わないで労働に従事する勤労働員は、学校教育にとってはすでに矛盾であった。にもかかわらず、勤労働員は、天皇制公教育の崩壊という状況のもとで、あくまでも教育政策として具体化したのであり、その故にこそかえって「皇国勤労観」「勤労即教育」なる教育理念を実現できた。勤労働員は、天皇制公教育の最大限の発露・最高度の達成と呼ぶことができる。しかも、通年動員は、燃料・原料の途絶・空襲被害により軍需生産は麻痺し、勤労働員自体がその意味を急速に失う過程として展開し、勤労働員中の死者は2万2千人を超した。

6. 巻末の参考資料には、各章で用いた資料のうち、一般に入手することが困難あるいは重要だと判断したものを復刻して掲載した。

## 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 竹 田 正 直  
副 査 教 授 寺 崎 昌 男（東京大学教育学部）  
副 査 教 授 高 村 泰 雄  
副 査 教 授 小 出 達 夫

本論文は、戦前日本の師範教育における歴史像を、師範教育とその背景を為す軍部教育政策との関連で把握するという視点から再構築することを課題とした。この視点には、著者の国民の意識形成における教育史学の責務が含意されている。

本論文のかくのごとき視点と課題から、その研究対象を「15年戦争下の師範教育」とし、その研究方法を教育政策史研究として措定した。師範教育政策史研究の方法としての独創性は、第一に戦前日本の教育制度を小学校から「高等専門教育に連なる系」と、小学校から実業学校や高等小学校を経て兵役義務に終わる「国民教育体系」と規定し、師範教育を後者の「最高学府」として、かつ、両者の環として把握したことにある。第二は、資本主義的発展のもたらす普通教育年限の延長と、上記二つの体系の並存がもたらす矛盾と弥縫策の解明であり、第三は、教師教育の全体系の変貌を、戦争、植民地政策、および軍事的要求等の広義の政治的要請との関連で分析したことである。

これらの方法は、従来の教員養成史研究が、対象としては明治期を中心とし、方法としては、

実定法の変遷や諮問機関の審議の分析に止まり、制度改革の基盤や諮問機関の審議にいたる実質的過程の解明を軽視したことに対する批判を内在するものであり、史的にも政府・文部省関係、各地方史料、師範学校史料を新たに発掘し、これを駆使している。

第1章では、1931年「師範学校規定」改正の過程を師範学校制度の実態とともに解明し、1928年改正案でより高い普通教育を基盤とした第二部制度の発展として構想されながら、その本旨とは別な要因によって、ようやく、二年間に延長されたことを明らかにした。

第2章では、15年戦争の展開と植民地の拡大に伴う、「満州国」および植民地下の中国における日本人子弟教育のために、1939年から1944年まで、全国20の師範学校に設置された「小学校教員養成第二部特別学級（大陸科）」の創設過程及びその実態の解明を行っている。

第3章では、戦傷者の増大に伴い厚生省と軍事保護院の主導で1939年に師範学校に設置された「傷痍軍人小学校教員養成所」の設置過程と、戦後、「特設国民学校教員養成所」と改称し1947年に廃止されるまでの実態を解明した。

第4章では、国民精神総動員運動・労務動員計画の一環として、1938年以降、師範学校においても行われた「勤労働員」の政策立案と、矛盾をはらんだ実施過程を解明した。

以上の研究によって、本論文は、師範教育史のみならず日本教育史研究に対しても数々の新たな学問的貢献をなした。

第一に、1931年の「師範学校規程」の改正が、定説のごとく一部と二部の「対等化」や「普通教育の重視」として行われたものではなく、地方財政緊縮と思想事件対策にその真の要因が存在したことを実証した。

第二に、教員養成の全体系として傍系的なものであろうが、15年戦争下の師範教育としては質的に典型的制度ともいえる第二部特別学級（大陸科）と傷痍軍人教員養成所の新たな解明を行ったことである。とくに既往研究では、軍人援護教育、「銃後」教育としてのみ分析されていた軍事保護院の活動を軍事行動によって傷病を負った軍人たちそのものを国民教育の教師にするという極めて構造的かつ複雑な回路を持った軍と教育の関係を明らかにした。

第三に、師範学校における勤労働員について、本格的研究を行い、当初の「援農」から「軍需工業へ」、短期から通年動員へと、そして「勤勞奉仕」から「勤勞即教育」へとする実態と理念の変遷を実証的に解明した。そして、通年勤労働員を天皇制公教育の「崩壊」としてのみとらえる従前の定説を克服し、「天皇制公教育の最大限の発露・最高度の達成」とする規定を行い、日本教育史研究への新たな貢献を為した。

なお、1932-37年の第一部第二部の展開過程、1943年師範教育令制定の意義などが今後の課題

とされているとはいえ、日本教員養成史研究における独創性と拓野性、そして新たな学問的貢献は多大なものがある。

よって審査員一同は、本論文提出者逸見勝亮は博士（教育学）の学位を受ける資格があるものと認定した。